

令和5年9月

# 総 会 議 事 録

萩市農業委員会



会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番 原田委員、15番 大石委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第57号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第57号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

9月5日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●会長、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2kmの●●●に位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は、●●●ほか8筆で、地目は、申請のあったすべての農地において、登記・現況ともに畑で、全体の合計が11,180㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は11,180㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で病気がちとなり、今後の耕作継続が難しいと判断され、息子さんである●●●さんに贈与を検討されました。譲受人の●●●さんは、現在、●●●にお住まいですが、頻繁に萩へ帰省されておりまして、農業への意

欲も高く、このたび、譲渡人である父親からの申出を受けるかたちで、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は10年、農業従事日数が約100日です。ご家族は、父親の●●●さんが●●●歳、母親が●●●歳、農業経験年数はともに30年、農業従事日数はともに約200日です。さらに、奥様が●●●歳で農業経験年数は5年、農業従事日数は約80日となっております。

営農計画ですが、申請地において、柑橘等の栽培を行われ、市内の商社に出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機3台、乗用車1台、耕運機1台及び運搬車1台を保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 この件につきましては、9月5日、農地パトロールの実施に合わせて現地確認をいたしました。内容につきましては、今事務局から説明がありましたように、9園地ほどあるわけですが、どの園地もここ数年手が入っていないというのが、父親の●●●さんが病気がちで、ここ3年くらいだと思いますが、まったく手が入っていないような状況です。●●●というのは、昔は夏みかんを萩市の中でも大々的に出荷されておった地区であります。ご覧のようにどの園地も、車が横付けできるような園地が非常に少ないところで、歩いて、あるいは一輪車等で作業しなければいけないということで、荒れるのも非常に早い感じを受けます。昔は、1.1ヘクタールということですから、かなり夏みかんの収穫をされていた経緯もありまして、親御さんがおられる間は手放すわけにはいかないということで、息子さんである●●●さんがあとを継がれることになりました。どこまできれいに整備できるのかというのはありますが、このまま手放すよりは良いのではないかとということでありますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

9月6日、●●●担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約2kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか2筆で、地目は、登記・現況ともに田が1筆で、面積が1,041㎡、地目が登記・現況ともに畑が2筆で、畑の合計面積が927㎡、全体の合計面積が1,968㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は7,827㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は同じく●●●、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で地域内に農業後継者もおらず、親族のいる市外に転出されることとなっており、今後の耕作継続が難しいことから、現在、●●●さんの農地の一部を利用権設定により耕作されている●●●さんに所有権移転の相談をされました。譲受人の●●●さんは、利用権設定により耕作していた農地も含めて経営規模の拡大を検討され、譲渡人の申出を受けることとして、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、農業経験年数は27年、農業従事日数は120日となっております。

営農計画ですが、申請地において、水稻のほか、柑橘等の栽培を行われ、農協に出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、草刈機2台、歩行型管理機1台、動力散布機1台及び軽トラック1台を保有され、今後、歩行用モアを購入される予定など、必要に応じて機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第13番 この件につきましては、9月6日に現地を確認いたしました。詳細につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。●●●さんは高齢のため、また一人暮らしであり、農地を管理するのが困難なため、また、健康なうちに娘さんのところに行きたいという思いがあり、このたび所有権移転することになりました。●●●の農地につきましては、●●●さんが令和3年4月に利用権設定をされ、現在も水稻を作付けされておられます。●●●さんにつきましては、●●●の●●●で●●●に勤務しておられる関係上、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局            それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

8月30日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか6筆で、地目は、登記・現況ともに畑が2筆で、畑の面積の合計が624㎡、登記・現況ともに田が5筆で、田の面積の合計が3,676㎡、全体の合計が4,300㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。

譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、市外在住で農業後継者もおらず、今後の耕作継続が難しいことから、市の空き家バンクへ農地付き住宅の物件として登録されました。譲受人の●●●さんは、●●●から本市へ移住され、空き家バンク制度を通じて、当該物件を取得することを希望され、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は0年、農業従事日数200日となっております。就農にあたって、地域の農業者や、県立農業大学校の社会人研修などを通じて、技術習得を行われるご予定です。なお、8月から●●●に就業されており、農業の傍ら、●●●での参加をされるなど、ご活躍されておられます。

営農計画ですが、申請地において、水稻のほか、露地野菜や果樹等の栽培を行われ、●●●に出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈機1台、コンバイン1台及び軽トラック1台を保有され、必要に応じて機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長            説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 今事務局からの説明があったとおりで、8月30日に●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と私の4名と事務局で現地確認を行いました。

譲受人の●●●さんは、●●●から来られたようですが、私も知らなかったのですが、こまめな方で、来られたすぐから、家のまわりの木も切られており、かなりきれいになっております。田んぼは親戚の方がこれまで作られていたので、今もきれいな状態です。少し気になるのは、ほかの人と違って几帳面な方ですので、農業未経験ということで、今からが大変かなと思いますが、頑張ってくださいと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは第58号1項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

9月8日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東1.1kmに位置し、第一種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地に囲まれた小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は297㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の、持分は3分の2●●●さん外1名です。

場所は、●●●の裏にあります、市道●●●号線沿いにある農地になります。

申請地の写真ですが、1枚目は西側から東側を撮った写真で、赤く囲ったところになります。こちらが残りの農地で、ここが市道になります。ここにコンクリートブロックがありますが、こちらが隣接農地になります。2枚目は、北西側から南東側を撮った写真です。3枚目が北東側から南西側、4枚目が南東側から北西側を撮った写真です。

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さんは、借家住まいで、子どもも成長するにあたり手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用住宅1棟及び駐車場2台分を整備するものです。

所有者の●●●さんも、高齢になってきて今後耕作が出来なくなることと考えて、売却に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北・東側に譲渡人の●●●さんの農地、南側に●●●さん所有の農地がありますが、●●●さんからの隣接農地承諾書も添付されており適当と思われます。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建ての自己用住宅1棟、建築面積105.99㎡を整備される計画です。

敷地面積は297㎡で一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満たしており、建ぺい率は35.6%で、基準を満たしており適当です。駐車場は、2台分整備します。

用排水計画ですが、雨水は、敷地内の溜枡から、西側市道内の道路側溝に放流し、汚水は、西側市道内の公共下水道に流すため適当です。

被害防除計画ですが、地ならし程度で整地、南側は既存のコンクリートブロックがあるため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが平面図となります。

こちらが立面図となります。平屋建てで、建物の高さは5.3mです。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 7 番 この件につきまして、9月8日に事務局2名、●●●委員と私の4名で現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。この地域は、●●●に面しています。ここは30年くらい前に開発がおきたところの地域に隣接する農地です。今の前の市道もその当時、4m、大きいところで6mと要するに住宅地域になったところでございます。この土地については、残りの畑は農地として使われておりまして、野菜を作っておられるようです。

若いご夫婦で小さいお子さんも二人おられます。そしてもう1軒新しい家が建ったのですが、そこの方もお子さんが生まれてまだ1年たたないので、子どもさんが増えるのは助かるとおっしゃっておられました。このあたり、もう少し農地が残っておりますが、いずれは宅地化されるのではないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

9月8日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西へ670mの市道沿いに位置し、第一種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地内に夏柑畑が点在している地域にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも田、面積は234㎡外1筆で、合計面積889㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、●●●さんです。

場所ですが、国道●●●号線から●●●の市道●●●線を左に曲がり、南に320m程に入った農地となります。●●●の隣になります。

申請地の写真ですが、1枚目は申請地の南側から北側を撮った写真です。2枚目は申請地の西側から東側を撮った写真です。3枚目が申請地の南東側から北西側を撮った写真です。

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが、周辺の宅地化が進行し、住宅の需要が見込まれる申請地を買い受け、用途地域内で3区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものです。

所有者の●●●さんは高齢に向かい耕作が困難になり、農作業の委託先も見つからないことから売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は●●●さん所有の畑、東に●●●さん所有の畑がありますが、隣接農地承諾書も添付されており、特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、西側の市道から幅員5mの進入路138.21㎡を設けて、238.98㎡～288.24㎡の区画で3区画造成する計画です。

実測の全体面積は928.87㎡となります。

なお、進入路と市道の接続部分については、既存側溝を撤去し、可変側溝及びグレーチングを設置するため、道路工事施工承認済です。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、敷地内に設置する溜枒から、北及び南側の既存水路へ放流し、汚水は、南側市道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、60cmほど山ずり・上部は砂利で埋立てて整地し、西側の一部から北側及び南側はL型擁壁を設置し、東側はコンクリートブロック2段積みとするため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

また、南側の一部は転落防止のためフェンスを設置します。

なお、この2筆の農地は相続税の納税猶予の対象となっています。

●●●さんが相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付を受けられたのが平成19年6月12日で、その間20年間納税猶予地を農業経営継続されれば免除されます。それが令和9年で20年になります。しかしながら、●●●さんは転用されるということで、納税猶予農地は全20筆、21,087㎡あり、今回の2筆は全面積の4.2%で20%を超えていないため、2筆の納税猶予が打ち切りとなり、2筆分の相続税及び利子税を納付することになります。

このことにつきましては、●●●さんが●●●に相談されていると聞いています。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第7番 この件につきまして、9月8日に事務局2名、●●●委員と私の4名で現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。周辺には水田はありません。奥の方がありました農地ですが、現在は、正面の左側に柿の木が数本植えてあるという状況で、問題はないと思っております。ここの農地につきましては、昨年収穫をされたかぶがありましたので、今年度から植えておられないようです。農地パトロール等でまわっているのですが、国道から●●●、●●●となるのですが、残り枚数にして、水田が1枚と2枚、荒れているところは●●●ですが、1枚あります。要するに水田が3枚、荒れているところが1枚で合計4枚です。そういう中で、ここは作られていたのですが、今回年齢的なもので、売買ということで、これは仕方がないと思います。まわりは家やアパートが新築で建っており、こういう状況ですので、私は農業する

のは無理という判断が出来るんじゃないかと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

9月8日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南2 kmに位置し、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地と河川に囲まれた市道沿いにある小農地で、第2種農地です。これにつきましては、該当条文はありません。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも田、面積は47㎡です。

申請地と既存の公衆用道路部分の一体利用地を含めた合計面積は198㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。●●●さんの持分2分の1を●●●さんに所有権移転するものです。

場所は、県道●●●号線から、市道●●●線を南西に370 m入ったところにある農地になります。黄色い部分が既存の公衆用道路で、それに沿うように1 m幅くらいで申請地の申請が出されています。こちらが●●●になります。

写真ですが、1枚目が申請地西側の市道側から東側を撮った写真です。これが既存の公衆用道路で、●●●さんと●●●さんとそれぞれ2分の1ずつ持つておられる公衆用道路の地目になります。赤く塗ったところが、今回の転用地になります。2枚目は申請地東側、●●●側から西側を撮った写真です。

転用目的ですが、譲受人の●●●さんは、現在、譲渡人の●●●さんと持分2分の1ずつで公衆用道路●●●を所有されていますが、申請地の対岸側に●●●さん所有の樹園地があり、既存の公衆用道路では幅員が狭いため、この度持分2分の1を譲り受け、公衆用道路を拡幅整備するものです。

なお、対岸には●●●さん所有の畑もあります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側に譲渡人の●●●さん農地があるのみで特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、既存の公衆用道路、幅員約2mに拡幅工事、幅員約1mを行い幅員約3mの公衆用道路に整備する計画です。

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、自然流下で北及び南側の田に流れますが、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、埋立ては高いところで50cm埋立て、北側の法面はコンクリートブロックをすえ付け、表面はコンクリート舗装とするため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、土地の形状変更等に際して、河川法第55条の許可が必要ですが、県との事前協議が済んでおり、現在、萩土木建築事務所へ申請中です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第7番 この件につきましても9月8日に事務局2名、●●●委員と私の4名で現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の詳しい説明があったとおりで、公衆用道路の拡幅をするものです。この道は少し高いので、埋め立てができるのですが、ずっと奥の対岸に●●●さんの柑橘畑があるということで、今までも利用しながら運んでおられていたと思いますが、ちょっと狭いということで、お

二人が協議の上現道拡幅となったものでございます。このあたりの農地は、数年前から前後、南北になると思いますが、休耕田で自己保全管理ということで、時期によっては草が生えていますが、だいたいは草刈りがされていますが、耕起はされておられません。もったいない農地ですが、ゆくゆくは荒れることが見えている地域でございます。その中でも、柑橘の畑に行くという行為が農地を減らしていくのではないかと少し思ったのですが、いらないことを言いましたが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長           これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長           それではないようですので、採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長           第4項の説明をお願いします。

事 務 局          それでは第4項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

9月8日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東530mに位置する第1種住居地域にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地内にある孤立した小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記は畑、現況は転用許可済み地のため荒廃、面積は216㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、市道●●●線にある●●●の手前から、市道●●●線を西に400m入ったところにある農地になります。

申請地の写真ですが、1枚目は申請地北側から南側を撮った写真でコンクリートブロック塀へ囲まれておりまして、2枚目が申請地南西側から北東側の生垣を撮った写真です。3枚目は申請地南東側から北西側の生垣、4枚目は申請地南側から北側を撮った写真になります。

申請地は、所有者の●●●さんの父親、●●●さんが、平成4年2月25日付で農地法第5条の許可を受けて、自己用住宅を建てる計画でしたが、諸事情により断念され、そのままにして現在に至っておりましたが、隣接地で電気工事業を営まれております●●●が、高所作業車を含め営業車・工事作業車9台を入れ替えながら会社建物の周囲に置いている状況であり、また、従業員の車も会社より離れた場所を借りている状況であるため、このたび、会社の横にあり駐車場として便利のよい本申請地を購入したいとの申し入れを受け、売り渡すことになりましたので、転用目的の変更の計画変更承認申請と農地法第5条の許可申請を同時に行うものであります。

変更後の、転用目的は、駐車場6台分となります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側に●●●さんのぶどう畑があるのみで、駐車場の整備であり、日照通風等特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、社用車や従業員の駐車場として6台分を整備する計画です。

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、自然流下で地下浸透のため適当です。

被害防除計画ですが、上部に砕石を10cm敷いて整地し、北側・東側は全部、西側は生垣部分を除きコンクリートブロック塀があるため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、西側及び南側の市道側にある生垣は取り除かれます。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 7 番 この件につきましても、9月8日に事務局2名、●●●委員と私の計4名で現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。写真のとおり現況は荒れておりまして、道路側の生垣も伸びている状況です。じつは●●●の社長から相談を受けていたもので、農地転用を受けている隣の方をご存じだったので、とりあえず持ち主に話をしてみたらということからはじまったということです。この地域は隣がぶどう畑だけで、あと両隣は住宅です。道を挟んだ線路側は現在水田を作られております。柑橘類も少しあったのですが、ツルにまかれて見苦しくなっておりますので、ここが荒れるよりは、駐車場になった方が良いのではないかと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽、新しい借り手が決まったものや、申出

書の提出が先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしておりますが、新規の2件になります。公告は10月1日付となります。

それでは総会資料6ページの利用権設定状況（令和5年10月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

10月1日に設定されるものは、●●●地域の新規のみとなりますが、総件数2件、筆数8筆、全ての農地が田で、面積の合計は4,879㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、7ページに設定条件の一覧表を、8ページに集積計画の内容を記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第59号は原案のとおり決定いたしました。

#### (報告事案-1)

議長 議案第60号「事業計画の承認について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案60号第1項について説明いたします。議案は10ページです。

第1項の計画変更は、先ほどの議案第58号第4項で説明いたしました、平成4年2月25日付けで農地法第5条の転用許可を受けていました転用計画の変更承認申請に関するものです。

変更内容は、転用目的と事業実施者の変更です。

当初の事業計画者、●●●さん、相続人、●●●さんの自己用住宅の事業計画に代わって、事業承継者の●●●さんが、目的を駐車場6台に変更し、転用計画を達成しようとするものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第60号の報告は終わります。

#### (報告事案-2)

議長 議案第61号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 議案第61号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。議案書は11ページ、一覧表は12ページです。

本日は、9件の合意解約が提出されております。それでは、第1項を説明いたします。

●●●、地目は、登記、現況ともに畑で、面積は828㎡です。

賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、農地所有者である●●●さんが自ら耕作される予定です。

続きまして、第2項から第8項ですが、先月8月にご逝去された前農業委員会会長の●●●さんの息子さんである●●●さんからの申出で、労働力減少に伴う経営耕地面積の減少による8筆の合意解約になります。

それでは第2項から順次ご説明いたします。●●●で、地目は、登記、現況ともに田で、面積は1,687㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、農地所有者である●●●さんが自ら耕作される予定です。

続きまして、第3項をご説明いたします。●●●ほか1筆で、地目は、登記、現況ともに田で、面積の合計は3,147㎡です。賃借人は、前項と同一の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、農地所有者である●●●さんが自ら耕作される予定です。

続きまして、第4項をご説明いたします。●●●で、地目は、登

記、現況ともに田で、面積は3, 268㎡です。賃借人は、前項と同一の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、農地所有者である●●●さんが自ら耕作される予定です。

続きまして、第5項をご説明いたします。●●●で、地目は、登記、現況ともに田で、面積は802㎡です。賃借人は、前項と同一の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、農地所有者である●●●さんが自ら耕作される予定です。

続きまして、第6項をご説明いたします。●●●で、地目は、登記、現況ともに田で、面積は1, 057㎡です。賃借人は、前項と同一の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、農地所有者である●●●さんが自ら耕作される予定です。

続きまして、第7項をご説明いたします。●●●で、地目は、登記、現況ともに田で、面積は838㎡です。賃借人は、前項と同一の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、農地所有者である●●●さんが自ら耕作される予定です。

続きまして、第8項をご説明いたします。●●●で、地目は、登記、現況ともに田で、面積は1, 108㎡です。賃借人は、前項と同一の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、農地所有者である●●●さんが自ら耕作される予定です。

最後に、第9項をご説明いたします。●●●ほか2筆で、地目は、登記、現況ともに田で、面積の合計は3, 912㎡です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。

解約後は、農地所有者である●●●さんが自ら耕作される予定です。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 事務局にお尋ねしますが、解約後、これは皆さん所有者が耕作をされるということですか。

事 務 局 お答えいたします。一部の方につきまして、例えば●●●さん、●●●におられる●●●さんがなかなかむづかしいと言われておりまして、新しい借り手が見つからない現況です。その他の方は1年くらいやってみようか、現況を見ながらという感じではありますが、どちらかというとなかなか前向きな話ではないので、なかなか厳しい現状にあります。所有者が耕作ということになっておりますが、いずれはということがあろうかと思えます。



れて、お兄さんと一緒に今回解約にあたって、周辺の農家さん、作られている方も含めて、そのあたりの話をしておられたようですが、結果としてなかなかこういう状況である中で、新たに借り入れの希望までは出てこなかったということで、所有者さんと話しをされたうえで最終的には所有者さんが一部作ろうと、わずかですが、現況は所有者さんに戻るといふかたちになっております。

今回申請の第1項と第9項に関しましては、現況が借受人の不耕作にあたりまして、所有者さんからの申出で、所有者さんが作られるものです。特に第2項から第8項につきましては、農地の現状が良いだけに会長が言われますように、間が空けばどんどん状況が悪くなってきますので、早いうちに作り手を探して、良い条件のところもありますので、農地最適推進委員さんを通じまして引き続きあたりながら、取り組んでまいりたいと思います。

議 長 ●●●さんの方にも、いままで借りておったという責任もあるし、ぜひ次を探して、今までとおりの耕作ができるように、そうしないと隣も迷惑します。この田んぼだけならよいですが、この田んぼの横には必ず隣の耕作地があるわけですから、例えば耕運機がない、コンバインがない、草刈機はもっているから残された方が、草刈りをしっかりして、迷惑をかけないようにするかというと、これもまずむづかしいと思います。やっぱりもう少し力を入れてお願いするというのが今後必要じゃないですかね。地元の農業委員さん、●●●さん、大変でしょうけど、ぜひそのところも推進委員と●●●さんと連絡をとってよろしく願います。

事務局 ありがとうございます。心苦しいところもあるのですが、来年また引き続き面積を減らす話が出ておりまして、今後また案件が出てくるかもしれません。元耕作者の●●●さんにもまた再度お願いする中で、早いうちに、農地が活着しているうちに、耕作の継続ができる形、特に一等地のところもございますから、そういうところについては農業委員会も、委員さんを通じてプッシュしていきたいと思っております。よろしく願います。

議 長 よろしく願います。  
そのほかございませんか。特に発言がないようですので、以上で議案第61号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第62号「登記官からの転用事実に関する照会書に対する調査結果について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第62号第1項について説明いたします。議案は14ページです。

登記官からの農地の転用事実に関する照会につきまして、登記地目が農地である土地の、農地以外の地目への地目変更登記申請があった時に、農地に該当しない旨の県知事または農業委員会の証明書か、転用許可があったことを証する書面が添付されていない場合に、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について、登記官から照会があるものです。

この処理につきましては、2週間以内に回答することと国から通知が出ており、事務局長専決事項として調査結果を回答しましたので、ご報告するものです。

本件につきましては、令和5年8月31日付けで、山口地方事務局萩支局登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。

対象となる土地は、●●●、登記地目は田、面積516㎡で、土地所有者及び申請者は●●●の●●●さんです。

場所は、国道●●●号線沿いにある●●●に行く手前にある農地で、平成16年6月29日に農地法5条の転用許可（駐車場及び進入路）を受けています。

現地調査を行ったところ、入口近くに柵がしてあり奥は雑草等が繁茂していましたが農地転用計画どおりに実施されていないと判断でき、農地転用許可申請時の農地であると判断しました。

この調査結果を9月4日付で登記官へ回答したものです。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第62号の報告は終わります。

#### (報告事案-2)

議 長 議案第63号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局        それでは、第63号の第1項について説明いたします。議案は16ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

9月11日、●●●職務代理、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西に620mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は474㎡外1筆で、合計面積716㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●、こちらが●●●です。市道●●●線沿いにあります住宅と山林に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地●●●は、●●●の母親の死亡以降は放置され耕作しておらず、山林化している。申請地●●●は、前共有者である姉が管理していたが耕作しておらず、雑木が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないとのこと。

本調査によると、●●●は竹や雑木等が生い茂り、●●●は雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長        説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長        特に発言がないようですので、以上で議案63号の報告は終わります。

議 長        以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時43分 閉会